



より実効性のある要援護者支援体制の確立に向けた市町の取り組みの充実強化について (平成19年12月定例会)

現在、支援マニュアル未策定の市町もまだあるのが実情です。

市町では、保健福祉行政と防災行政は、別々の所管であり、両者の連携が必ずしも十分ではなく、そのことが、災害時に備えた、支援マニュアルや避難支援プラン・リストの策定など現場での支援体制づくりのネックにもなっているのではないかと考えています。

保健や福祉を所管する部署には、高齢者や障害者、子供、妊産婦さんなどの多くの情報があり、要援護者のニーズにあった、きめ細かな対応を準備するためには、個人情報保護の観点も踏まえつつ、保健福祉部局と防災部局との更なる連携強化や自主防災組織、社会福祉協議会や民生委員等との情報の共有が求められているのではないかと思います。

以上の観点を踏まえた、より実効性のある要援護者支援体制の確立に向けた市町の取り組みの充実強化に向け、県はどのように対応されるのか、お伺いします。

【総務部長答弁】

本年7月に発生した新潟県中越沖地震におきまして、要援護者情報が地域で共有されず、安否確認に支障をきたしたという課題が明らかになったところです。

このため、県では、地震後直ちに、支援マニュアル等の早期の策定を要請したところであります。

さらに、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、個人情報を関係部局や地域の支援者との間で共有することが可能となる「関係機関共有方式」の積極的活用も盛り込んだ新たなガイドラインを、現在、策定しているところであります。

市町における防災部局と福祉部局との連携のためには、トップのリーダーシップが欠かせないことから、新たなガイドラインを基にした支援マニュアル等の策定を強く要請することにより、関係部局と地域の支援者が緊密に連携した実効性のある要援護者支援体制が早期に確立されるよう、積極的に取り組んでまいります。